

5. 事業所の情報漏えいの補償

日本国内外において事業所が保有する情報を漏えいまたはその恐れが発生し、事業所（その使用人等を含みます。）が法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。また、事故が発生した際の被害者への見舞費用や通信費用、事故原因調査費用などに対しても保険金をお支払します。

お支払いの対象となる主な事故

※こちらは一例です。実際のお支払いはご加入タイプや事故の状況等により異なります。

〈損害賠償部分〉

- 職員所有のパソコンがウイルスに感染し、保存してあった利用者情報が漏えいした。
- 職員が利用者の住所や属性を記載したリストを紛失した。
- ウェブサイトに不正アクセスがあり、利用者の個人情報などが漏えいした。 など



〈各種費用部分〉

- 個人情報漏えいが発生したため、被害にあった方へ商品券を送付した。
- マスコミ対応のため、記者会見および新聞への広告費用が発生した。 など

保険金額と保険料

サイバー保険（情報漏えい限定補償型） 保険期間1年 一括払

区 分		保険金額
保険金額 (補償金額)	第三者への損害賠償に関する補償	損害賠償金・その他の費用 保険期間中 1億円
	事故発生時の各種対応費用	情報漏えい対応費用 法令等対応費用 1事故期間中 100万円

売上高(消費税込み)区分	年間保険料
5,000万円以下	20,000円
5,000万円超 1億円以下	30,000円
1億円超 1億5,000万円以下	40,000円
1億5,000万円超 2億円以下	45,000円
2億円超 2億5,000万円以下	55,000円
2億5,000万円超 3億円以下	66,000円
3億円超 4億円以下	88,000円
4億円超 5億円以下	109,000円
5億円超	別途ご照会ください。

※中途加入の場合は、月割の保険料になります。

※保険金をお支払いする際の自己負担額はありません。

※本制度は確定保険料方式を採用しているため、保険期間終了後の確定精算は必要ありません。

※新規に事業所を開業し、売上高実績がない場合はアライブまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

※1加入者ごとに、保険期間中に上記「第三者への損害賠償に関する補償」と「事故発生時の各種対応費用」でお支払いする保険金の合計額は、「第三者への損害賠償に関する補償」の保険金額を限度とします。

事故例

※こちらは一例です。実際のお支払いはご加入タイプや事故の状況等により異なります。

- 利用者情報の入ったパソコンが盗まれ、情報がネット上に掲示された。
- 職員が、利用者の個人情報を名簿業者に売却した。
- データ処理を外部業者に委託したところ、委託先の下請会社社員がデータを転売した。
- 車上荒らしにあい、大量の利用者情報の入ったカバンが盗まれた。
- ファックスやメールの誤送信により、利用者情報が外部に流出した。
- 事業所のパソコンへ外部から不正アクセスがあり、職員のマイナンバーが抜き取られた。 など

お支払いする保険金の種類

第三者への損害賠償に関する補償	損害賠償金	被保険者が被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。
	争訟費用	被保険者が事前に損保ジャパンの承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。
	協力費用	被保険者が損害賠償請求を受け、損保ジャパンが必要に応じて被保険者の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、事業者(被保険者)が損保ジャパンに協力するために支出した費用をお支払いします。
情報漏えい対応費用 ^{※1}	認証取得費用	情報の漏えいまたはそのおそれの再発防止を目的とした第三者による証明または外部機関による認証の取得に係る費用
	個人見舞費用 (1名・1,000円限度)	個人情報の漏えいまたはそのおそれに関して、個人情報を漏えいされた、またはそのおそれがある本人に対する見舞金、見舞品 ^(注) の購入費用および見舞品 ^(注) の発送費用(注:有体物にかぎります。)
	法人見舞費用 (1法人・10万円限度)	情報の漏えいまたはそのおそれに関して、情報を漏えいされた、またはそのおそれがある法人に対する見舞金、見舞品 ^(注) の購入費用および見舞品 ^(注) の発送費用(注:有体物にかぎります。)
	不正使用監視費用	漏えいした、またはそのおそれのある情報の不正使用を監視するための費用
	事故対応関連費用	・事故の拡大を防止するために被保険者が支出した費用 ・事故原因の調査や、事故現場の保存、事故の状況調査等のために臨時に支出する費用 ・コールセンターの設置や運営等の費用、弁護士等への相談費用 など
	再発防止費用	発生した事故と同一の事象または同一の原因による事故が再び起きないようにするためのセキュリティ対策に要した一時的な費用(被保険者システムにおける事故の直接的な発生原因となった箇所にかかる費用にかぎる)
	データ復旧費用	被保険者が所有、使用もしくは管理する情報またはウェブサイトが消去または損傷した場合における、情報やウェブサイトを修復または復旧する費用 など
被保険者システム修復費用	被保険者のコンピュータシステムにおける機器・設備が損壊した場合の修理費用	
法令等対応費用 ^{※2}	調査・報告対応費用	次のアからキに掲げる費用 ア. 弁護士費用または有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導を受けるために要した費用のうち、必要と認められる費用 イ. 文書の作成および公的機関への報告にかかる費用 ウ. 記名被保険者の使用人等の超過勤務手当、交通費および宿泊費 エ. 文書提出命令または当事者照会の対応にかかる費用 オ. 資料の翻訳にかかる費用 カ. 証拠収集費用 キ. アからカのほか、必要かつ妥当と認められる費用
	訴追対応費用	公的機関からの規制手続きに関して確認判決または差し止め命令を請求するため法的手続きを行うために負担した合理的な費用で、必要と認められる費用
	再発防止策定費用	事故の再発を防止するための計画の策定にあたって有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導を受けるために要した費用のうち、必要と認められる費用

※1 社会通念上妥当な費用にかぎり、かつ情報漏えい等が生じなかったとしても発生する費用を除きます。

※2 社会通念上妥当な費用にかぎり、かつ事故が生じなかったとしても発生する費用および課徴金等を除きます。

保険金をお支払いできない主な場合

〈共通〉

- 故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為による事故
- 法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為による事故
- 特許権、意匠権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求。ただし、著作権または商標権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
- 株主代表訴訟による損害賠償請求 など

〈各種費用部分〉

- 偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱いに関する事故
- 記名被保険者の役員に関する個人情報漏えい事故
- 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害が発生したことにより、記名被保険者に対してそれらが提供されなかったことに起因して発生した費用 など